

日出町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解及び心ない言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び町内において事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、

必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと相互に連携を図るものとする。

（町民等の責務）

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（日常生活の支援）

第6条 町は、犯罪被害者等が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 町は、前項の規定による支援を行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第8条 町は、犯罪被害者等が、平穏な日常生活を再開することができるようにするため、犯罪被害者等の申請に基づき、見舞金の支給を行うものとする。

2 見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（住宅の支援）

第 9 条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、町営住宅（日出町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年日出町条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する町営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第 10 条 町は、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要性について町民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

（支援の制限）

第 11 条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を容認した場合又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合のほか、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。